

御所市子育て世帯訪問支援事業 委託事業者募集要領

1 目的

御所市では、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て世帯や妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯の居宅を訪問支援員が訪問し、当該家庭が抱える不安又は悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭環境や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業を実施します。つきましては、御所市子育て世帯訪問支援事業実施要綱に基づき、事業を委託する事業者を募集します。

2 委託業務の内容等

(1) 業務名

御所市子育て世帯訪問支援事業

社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業（社会福祉法第2条の3第2項）の届出は御所市で行っていますので受託者で行う必要はありません。

(2) 業務及び支援内容

別紙「御所市子育て世帯訪問支援事業仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで（年度ごとの更新）

(4) 委託料

項目	基準単価
①初回の事前訪問及び訪問委託料	30分当たり 1,500円
②訪問委託料	1回当たり 930円
③訪問事務費・管理費	1回当たり 930円
④支援対象者の都合により、事前の中止連絡なしに利用日当日に不在の場合のキャンセル料	1回当たり 1,000円

3 応募資格

事業の実施に対して意欲を有し、かつ児童福祉に理解を持つ事業者であって、次に掲げる

(1) (2) の要件を満たしているものとします。

(1) 次のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する「指定居宅サービス事業者」であり同法第8条第2項に規定する「訪問介護」を行う事業者。

イ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する「指定障害福祉サービス事業者」であり同法第5条第2項に規定する「居宅介護」を行う事業者。

ウ 居宅を訪問する事業において、家事支援又は育児・養育支援の事業実績があり、当該事業所での事業開始から1年以上の実績がある事業者。開始から1年以上の実績がある事業者。

（2）次のア～ケのすべての要件を満たすこと。

ア 事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できる法人であること。

イ 事業の実施のために訪問可能な従事者を有し、家事支援または育児・養育支援のサービスを提供することができること。

ウ 事業責任者として、常勤の職員（兼務可）を配置できること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

オ 御所市建築工事等に係る入札参加資格停止措置要綱（平成21年御所市告示第95号）の規定による指名停止等の期間中でない者であること。

カ 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。

キ 御所市暴力団排除条例（平成23年御所市条例第25号）第2条第3号に掲げる暴力団員または暴力団密接関係者のいずれにも該当しないこと。

ク 納税義務を負っている場合、国税、地方税を完納していること。

ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生又は再生手続きがなされている等、経営状態が著しく不健全であると認められないこと。

4 応募書類

応募する事業者は、以下の必要書類を所管課まで直接持参にて各1部ずつ提出してください。

（1）「3 応募資格」（1）ア、イに該当する事業者

	書類名	複写可	様式名
1	委託事業者登録申請書		様式第1号

2	事業者概要		様式第2号
3	指定通知書の写し	○	
4	賠償責任保険証書の写し	○	
5	従事者名簿		様式第4号
6	受託要件チェックシート		様式第5号
7	暴力団排除に関する誓約書		様式第6号
8	納税証明書 (国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3)	○	直近2か月以内に 発行のもの
9	御所市税の完納証明書	○	直近2か月以内に 発行のもの

(2) 「3 応募資格」(1) ウに該当する事業者

	書類名	複写可	様式名
1	委託事業者登録申請書		様式第1号
2	事業者概要		様式第2号
3	家事支援又は育児・養育支援の実績がある法人に関する事項		様式第3号
4	賠償責任保険証書の写し	○	
5	従事者名簿		様式第4号
6	受託要件チェックシート		様式第5号
7	暴力団排除に関する誓約書		様式第6号
8	法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書でも可)		直近2か月以内に 発行のもの
9	納税証明書 (国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3)	○	直近2か月以内に 発行のもの
10	御所市税の完納証明書	○	直近2か月以内に 発行のもの

(3) 応募書類の提出期限

第1回目 令和8年5月1日(金) 午後5時00分まで

第2回目以降随時募集

(4) 本事業に関する研修(必須)

令和8年6月頃予定

5 所管課

御所市健康福祉部子育て推進課こども家庭センター

住所：〒639-2237 奈良県御所市 774 - 1

電話番号：0745-62-4512 F A X：0745-62-9180

6 審査及び契約

提出された書類の内容を審査した後、事業を適切に実施できると認められる事業者を御所市子育て世帯訪問支援事業委託事業者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録するとともに、御所市子育て世帯訪問支援事業委託事業者（登録・不登録）決定通知書（様式第7号）によりその結果を通知します。その後、本市と登録名簿に登録された事業者との間で、業務委託契約を締結します。ただし、本要領に規定する募集はあくまでも契約の準備行為であり、本市議会が歳出予算の事業に係る経費を削除し、又は減額する議決をした場合においては、契約を締結しないものとします。

7 登録内容の変更等

業務委託契約を締結した事業者（以下「委託事業者」という。）は、登録名簿の登録内容に変更があったときは、速やかに御所市子育て世帯訪問支援事業委託事業者登録内容変更届（様式8号）又は、御所市子育て世帯訪問支援事業委託事業者登録辞退届（様式9号）を提出してください。

8 登録事業者の抹消

市長は、委託事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該委託事業者を登録名簿から抹消することがあります。

- (1) 「3 応募資格」の要件を満たさなくなったとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 著しく信義に反する行為があったとき
- (4) その他市長が必要と認めるとき

9 次年度の登録更新

登録名簿に登録された委託事業者については、事業実施内容に変更がなく、「3 応募資

格」を満たしている場合は、あらかじめ本市と協議を行うことにより、登録名簿の登録を自動更新とすることができます。

10 その他留意事項

- (1) 申込書類の作成及び提出に要する費用は、事業者の負担とします。
- (2) 提出された書類の返却は行いません。